

四国全中剣道 審判員 共通認識事項

来年度の「四国全中」の開催に向けて、四国各県が一丸となって準備を進めています。

今年度の北海道全中の反省、日本中学校体育連盟剣道競技部ブロック長会議で協議されたこと等をふまえて、全日本剣道連盟や日本中学校体育連盟剣道競技部の先生方にご指導いただきながら、「四国全中剣道 審判員共通認識事項」を以下の通り作成しました。

「日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項」や「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」などに関する認識のずれを修正し、各県の審判員が共通の認識をもって取り組んでいきたいと考えています。

正しい共通認識は、審判員のみが試合の時だけ気をつけるのでは、浸透は図れません。大会のみならず、錬成会や講習会、日々の稽古など様々な場面で、選手や指導者とともに共通理解を図る場面を設けることが重要だと考えます。また、令和5年度からの部活動の段階的な地域移行を見据え、中体連だけで共通理解を図るのではなく、道場やスポーツ少年団など他団体とも連携を図っていくことも重要です。そのような様々な指導の機会に、本共通認識事項を活用いただければ幸いです。

今後、各県・各ブロックの成果や課題等のご意見をいただきながら、本共通認識事項をアップデートして参ります。

選手や指導者、審判員が共通の認識を持ち、一体となって良い試合の場を醸成していくことができるよう、皆様のご協力をよろしくお願いします。

1 日本中学校体育連盟剣道競技部 ブロック長会議より

(1) 全日本剣道連盟試合・審判委員会から発出された令和4年度(第57回)剣道中央講習会「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な審判法」は、中体連でも適用される。

○ つば(鏢)競り合い解消に至る時間は「一呼吸」。

○ つば(鏢)競り合いを解消するときはバラバラに下がらない。双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば競り合い」から鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。

(2) 一気に下がる指導と反則について

○ つば(鏢)競り合いの分かれ方は今まで通り。一気に下がることを指導していくが、それができていない場合、直ちに反則にはならない。ただし、お互いに気持ちを合わせて分かれられない場合や再三繰り返されるような場合は反則が適用されることもある。

(3) 日本中体連申し合わせ事項『令和4年度「重点指導事項」お願い』②記載「裏交差になっている場合は、正しいつば(鏢)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消する。再三繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、反則を適用する」について

○ 「つば(鏢)競り合いの解消について」攻防や打突の関係で裏交差になった場合には、一旦表交差に戻してから分かれる。または分かれている途中で表交差に戻しながら分かれるように、今後も継続して指導を行う。

○ 裏交差のまま分かれたから直ちに反則になるものではなく、意図的に裏交差にする場合や、一方が表に戻そうとするとこを合わせずに分かれる場合などを繰り返し、明らかに公明正大に試合をしていない場合について反則の対象とする。

○ 令和4年度の文書の中に記載されていた「指導を行い」の文言は、削除する。試合の中で「同じことを繰り返せば次は反則を適用する」という注意喚起としての「指導」ではなく、日常の稽古の中での「指導」という解釈であったが、表記の仕方により捉え方にずれが生じていたため削除した。

文言が削除されただけなので、正しいつば(鏢)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消することについて、今後も継続して指導をお願いしたい。

2 審判員共通認識事項

(1) 接触した瞬間の技の見極めについて

- つば(鏢)競り合いの定義(剣道試合・審判・運営要領の手引き P9 参照)を理解し、接触した瞬間(または体当たり直後)の引き技なのか、相互に分かれようとしている途中に出された技なのかを見極め、適切な判断をする。
- 打突の強度だけにとらわれず、打突の機会等を加味し、有効打突を見極める。
→試合者が積極的に技を出すことは、つば(鏢)競り合いの回避や試合の活性化につながる。

(2) つば(鏢)競り合いの定義について

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P9 三「規則の解釈と運用」 2「つば(鏢)競り合いについて」

つば(鏢)競り合いは、鏢と鏢とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。つば(鏢)競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

(3) 「一呼吸」で分かれることができなかつた場合の審判員の対応について

- 剣道試合・審判規則第1条に則り、公明正大に試合ができていないと判断した場合は反則となる。
- 一気に下がる部分は指導していくが、気持ちを合わせて下がっていけば反則とはしない。
- ゆっくりと下がって時間空費をしたり、相手と気持ちを合わせずに下がらせたりするなどの行為は、第1条に照らして反則とする。
- 「一気に」というのは、必ずしも1歩ではない。一呼吸の間で2～3歩かけて間を切ることももちろんあり得る。
※ 正しい鏢迫り合いと分かれ方について、指導者・選手に指導していくことが重要である。
※ 再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。

(4) 「一呼吸」の捉え方について・指導要領や試合・審判規則には、以下の通り記載されている。

「剣道指導要領」第5章 第2節 礼法

- 1 立礼 上体を前傾させたら、一呼吸程度その姿勢を保った後、…
- 2 座礼 ③肘を曲げながら静かに頭を下げる。およそ一呼吸程度その姿勢を保った後、…

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P8 細則 第11条

- 次の場合は、有効とすることができる。
- 1 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。
 - 3 倒れた者に、直ちに加えた打突。

(5) 公明正大に試合ができていないと判断される攻防について

- 防御姿勢(打突の回避)で中間に入り、その間合で姑息な勝負を仕掛けて公明正大に試合が行われていないと判断される場合は反則とする。
- 中間で「技も出さない」「下らない」という形で時間を空費していると判断される場合は反則とする。
 - ・ 技が出せない状態に陥って、一方の選手が積極的に分かれる努力をしているのに、もう一方の選手がつば(鏢)競り合いになっていないからといって、分かれる努力をしなかったり、不当な行為(竹刀を叩く、押さえる、払う、巻く、さがっている相手に対して追い込むなど)を行ったり、姑息な打突をしようとしていたりしていると判断されたとき、反則の適用はあり得る。

(6) 中間での攻防や打突、解消に関して今後の様々な機会に指導していかなければいけない内容について

- 一旦正しいつば(鏢)競り合いになり、一呼吸以内に技が出ない場合、試合者は積極的に分かれる。
- 攻防の在り方によっては、必ずしもつば(鏢)競り合いにならなくても深い間合に入ってしまう、技が出せない状態になることもあり得る。その場合は、双方が積極的に分かれる努力をする。日本剣道形4本目「切り結んで相打ちとなった後、双方同じ気位で互いに鎧を削るようにして相中段となる」このように、双方気を抜かずに立ち合いの間合に分かれる方法もある。(ただし、気を抜いて勝手に下がると打突される可能性があるため、気を抜かずに双方合気で剣先が完全に触れない位置まで分かれる。)

- 途中で止まらず、打ち抜けた後の振り向きざまの機会を打突したり、体当たりしてから技を出したりするなど、技につなげる。
- (7) 全日本剣道連盟試合・審判委員会から発出された『新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説』「2 質問事項」(2)の解説「再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する」の解釈の整理について
- 明らかに意図的な行為であれば即座に反則とする。
 - 意図的な行為とは断定できないものの、疑わしい行為が再三繰り返されれば反則とする。
- (8) 分かれの宣告について
- 令和4年度(第57回)剣道中央講習会の「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な審判法」の「1 審判法の解釈」について記載してある通りとする。
 - 膠着状態と判断した場合「分かれ」を宣告する。審判員は安易に「分かれ」を多発することがないように、分かれられない理由がどちら(または双方)にあるか、時間空費の意図は見られないかなどを見極め、公明正大に試合ができていないと判断した場合は反則とする。
- (9) 合議について
- 合議の最中にジェスチャーは行わない。口頭で合議を行う。
 - 合議は相談ではなく、確認である。短時間で行う。
- (10) 合議後の説明から反則の宣告までの流れについて
- 主審が定位置に戻ったとき、選手は開始線に出てきて構え直す。その後、選手に近づいて説明を行った後、反則を宣告する。
- (11) 反則を適用する際、反則名は宣告するのかどうか
- 選手に説明をしたうえで「反則1回」と宣告する。(反則内容は監督にも聞こえるように説明する。)
※「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法運用の質問事項及び解説」4参照
- (12) 「押し出しの反則」なのか「場外反則」なのかの見極めについて
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P25 〈主な事例の解説〉
- 〈事例5〉体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。
- ① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
 - ② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
 - ③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。
- (13) 竹刀を落とした場合の判断について
- 竹刀を落とした者の「反則」とする。ただし、相手の竹刀を落とすことを目的とした暴力的な行為(何度も竹刀をたたくなど)であれば、行為を行なった者の「反則」とする。
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P25 〈主な事例の解説〉
- 〈事例3〉一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。
- ① 攻防の中で叩いたのであれば不当な行為にはならない。落とした側を反則にする。
 - ② 強く叩いた行為が見苦しい場合は、第1条の本規則の目的に照らして反則にする。
- (14) 変形な構えに対する左小手への打突について
- 有効打突の要件・要素を満たしていれば1本となる。

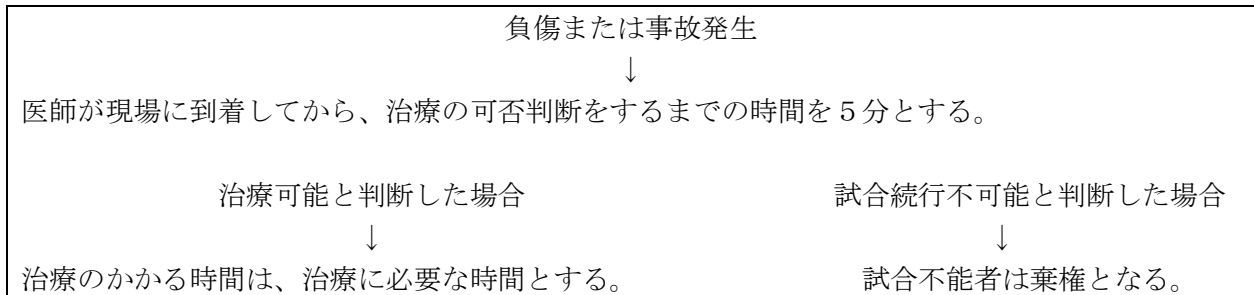
(15) 片手を放しての防御姿勢について

- ・ 返し胴を打突した後など、後打ちを避けるために右手で竹刀を持ち、竹刀および右手・右腕で面、柄部で小手、左腕で胴を隠して防御する行為。
- ・ 身体接触等で崩されて片手が竹刀から離れた際、同様な形で相手の打突を避けようとする行為。等

○ 一瞬ではなく一定時間以上その姿勢を取った場合、原因と現象を見極めて反則を適用する。

(16) 負傷または事故発生時の対応について

① 試合者が負傷などした場合は、次の要領で処置をする。



② その時の状況により、審判主任の判断で相手選手の対応をする。監督からの指導は認めない。審判員についても試合者に準ずる。

※ (公財) 全日本剣道連盟剣道試合審判規則・細則第2節「審判の処置」による。

(17) 異議の申し立てについて

○ 北海道全中において、錯誤もなくジェスチャーもふまえて明確に示された反則や指導であるにも関わらず、異議の申し立てが行われる場面があった。

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P22 規則

第35条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第36条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

○ 規則の実施に関して、監督自身の理解が不十分な場合や、選手を一旦落ち着かせるような意図などで異議の申し立てが行われる疑いがある時などは、審判主任や審判長は毅然と対処する。

(18) 「公正を害する行為」と「時間空費」の見極めについて

○ 時間空費を目的として公正を害する行為を行うことも考えられるため、総合的に判断する。

○ 公正を害する行為

- ・ 意図的に表から裏交差にする行為
- ・ 分かれる際に不要な動き(おさえる、巻く、逆交差にする、肩にかけて分かれるなど)をする行為

○ 時間空費

- ・ 意図的にゆっくり下がる。または、相手を下がる行為
- ・ 勝負の回避、手元をあげて相手に接近する行為

※ 審判3名の中で、2名は時間空費、1名は公正を害する行為というように判定が割れる場合もある。

(19) 主審の専決事項と副審からの合議について

○ 「剣道試合・審判規則 同細則」 P18 規則 第2章審判 第1節審判事項 および

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P8 「合議」

○ 「剣道試合・審判規則 同細則」 p16 規則 第24条③「副審は…運営上主審の補佐をする。なお、緊急のときは、試合中止の表示を宣告することができる。」

- ・ 不当な「つば(鏢)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」以外で主審が見えていないところで、危険・違法・不当な行為があったとき(場外に出たか出ていないか、竹刀を離し操作不能になった、相手の竹刀を握った、刃部を握ったなど、見落としや見誤りがあった場合など)

- 一方の試合者が不利益を被るようなことはあってはならない。暫定的な試合審判法に関する判定について、誰が主審になっても主審の専決事項を適切に判断できるよう、数多くの研修の機会を設けていきたい。
- ※ 審判研修の一環として、暫定的な試合審判法に関する共通理解を十分に図るために、地区大会や県大会において、副審からの合議を認める形で実施することがあるかもしれない。その際は、上記に示した主審の専決事項や副審の任務についての共通理解を図った上で実施する。

(20) 審判旗の巻き方について

- 審判旗の巻き方(縦巻きか横巻きか)に決まりはない。大会ごとの申し合わせ事項により決定する。最近の大会では一般的に横巻が採用されている。四国全中では横巻を採用する。

(21) 「変形な構え等の防御姿勢」について

- 「変形な構え」で微妙な場合は複数回見ること。明らかな場合は即指導をとる。左拳の位置、剣先(けんせん)の下がり具合が判断基準となるが、微妙な形を繰り返す場合、合議を掛けて確認をする。
- ※ 変形な構えによる防御姿勢で相手に接近するなど、意図的に勝負を回避する行為は、反則を適用する。

(22) 試合開始時の蹲踞・「始め」の宣告について

- 正しい蹲踞、竹刀と目印をきちんと確認してから「始め」の宣告を行う。
- 開始線で蹲踞もしくは構えた状態で、選手の竹刀や体が動いている場合はきちんと静止させる。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の「不当なつば(鏝)競り合い」や「時間空費」ばかりに気を取られがちであるが、これは、今までの全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、細則の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染予防に効果が大きいことから解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

また、全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、細則に則り、試合を運営するための審判員の所作事、剣道試合・審判規則、細則の適切な運用、何より有効打突や禁止事項等について「見落とし」「見逃し」「見誤り」がないよう審判員は襟を正し、研修を行うことが肝要である。

そのうえで、指導者として正しい指導を行うことが、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の趣旨にもある「立会いの間合いから攻め合いを中心とした試合展開。」「姑息な勝負の仕方を是正し、真っ向勝負をする態度を養う。」「試合者と審判員が一体となって、良い試合の場の醸成。」につながるものと考えられる。

審判員は上の趣旨を十分に理解し、試合者に対して反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負する態度を、試合を通じて養わなければならない。

各県・各ブロックで暫定的な試合審判法の趣旨について共通理解を図る機会をしっかりと作っていただき、その趣旨に基づいた議論が進むようによりしくお願いします。

【本件に関する問い合わせ先】

(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 四国ブロック長

まんのう町立満濃中学校(香川県)

教諭 西山和輝

0877-73-2107 (学校 TEL)

0877-73-4685 (学校 FAX)

manno-j@manno-j.educity.manno.kagawa.jp(学校代表アドレス)

※原則、各地区ブロック長や各県専門部長を通してご連絡ください。